Ohana Hoe Outrgger Canoe Club 会員規定

第1章 総則

第1条(目的)

1.オハナホウ・アウトリガーカヌー・クラブ会員の資格及び入会手続きに関する事項は本規定の定めるところによる。

第2条(会員の種別)

- 1.オハナホウ・アウトリガーカヌー・クラブの会員は次の3種とする。
- (1)正会員 本団体の定款第6条第1項第1号を満たすもの。
- (2) その他の会員
- A: 賛助会員 本団体の定款第3条の目的に賛同し、その発展を助成しようとして入会した個人又は団体。
- B:ジュニア会員 本団体の定款第3条の目的に賛同し、別途定めるプログラムに参加を希望する高等学校在学生。
- C:シニア会員 本団体の定款第3条の目的に賛同し、別途定めるプログラムに参加を希望する 60 歳以上の個人。

第3条(会員の権利)

- 1.会員種別による権利は以下とする。
- (1)正会員 総会での議決権があり、別途定める運営ルールに従って、本団体が正会員向けに実施する活動に参加することができる。
- (2) その他の会員 総会での議決権はなく、別途定める運営ルールに従って、本団体がその他の会員向けに実施する活動に参加することができる。

第2章 入会及び会費

第4条(入会資格)

- 1.正会員は、次に揚げる条件を備えなければならない。
- (1)本団体の定款第7条第1項第1号を満たすもの。
- 2.その他の会員は、次に揚げる条件を備えなければならない。
- (1) 本団体の定款第3条の目的を理解し、本団体の定款及び本規定を遵守するものでなければならない。
- 3.本団体のその他の会員は、正会員を兼ねることはできない。

第5条(会員の募集)

- 1.正会員の募集と入会は、理事会が定める任意の月に行うものとする。
- 2.その他の会員の募集と入会は、特別な事情がない限り随時行うものとする。

第6条(入会申込)

1.所定の用紙を用いて事務局に登録の申請を行うものとする。

第7条(会費)

1.本団体の会員の会費は次のとおりとする。

正会員 一般個人 5,000 円(入会金) ならびに 42,000 円(年額会費: 4 月~翌年 3 月、途中入会の場合は月割りで減額計算)

賛助会員 団体 10,000 円(年額)

賛助会員 個人 5,000 円(年額)

ジュニア会員 個人 12,000円((年額会費:4月~翌年3月、途中入会の場合は月割りで減額計算)

シニア会員 個人 24,000円(年額会費:4月~翌年3月、途中入会の場合は月割りで減額計算)

- 2.正会員の入会金は、入会月の前月末までに納入しなければならない。
- 3.正会員の年会費は、一年分を一括してその期の始まる前月末までに納入しなければならない。
- 4. 賛助会員は当該年度の会費を入会月の月末までに納入しなければならない。
- 5.ジュニア会員、シニア会員の年会費は、一年分を一括してその期の始まる前月末までに納入しなければならない。

第3章 資格の喪失及び除名、退会

第8条(会員の資格の喪失)

- 1.正会員の資格の喪失は、本団体の定款第9条に準ずる。
- 2.その他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)退会の意思を表明したとき。
- (2)本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき。
- (3)3ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

第9条(退会)

1.本団体の定款第10条に準ずる。

第10条(除名)

1.本団体の定款第11条に準ずる。

第11条(拠出金品の不返還)

1.本団体の定款第12条に準ずる。

第4章 雜則

第12条(個人情報の扱い)

- 1.入会時に登録する個人情報は、本団体の事業を遂行する上で必要なものに限ることとする。
- 2.本団体は、個人情報の販売あるいは貸し出しは行わない。ただし以下の場合に、本団体は個人情報を開示することがある。
- (1)情報開示や共有について会員の同意がある場合。
- (2)会員が希望する事業や活動を行うために、情報の開示や共有が必要と認められる場合。
- (3)裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- (4)人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第13条(呼称、商号及び商標等の利用)

1.本団体が定めた呼称、商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を経て、一定の利用料を徴収するものとする。

第14条(損害賠償)

1.会員が、本団体定款及び定款に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本団体が損害を受けた場合、当該会員は、本団体が受けた損害を本団体へ賠償することとする。

2.会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第15条(免責同意)

1.会員は本団体の活動中に、万一、傷害、死亡その他の事故等が発生したときにおいて、本団体ならびに本団体の会員に対し一切の責任を問わないことに同意するものとする。

第 16 条(委任)

1.この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附則

1.この会員資格規定は、この団体の成立の日から施行する。

2005年3月19日 改訂 2006年4月2日 改訂 2010年4月20日 改訂 2013年3月18日改訂 2016年4月1日改訂